平成２６年（フ）第１０９９５号
東京都清瀬市竹丘３―６―２―102、住民票上の住所東京都西東京市芝久保町３丁目４―17―202
債務者　角崎　恵子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９９６号
東京都清瀬市竹丘３丁目12―３　エクセル岸Ｂ―101
債務者　益永　恵理
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９９７号
神奈川県相模原市中央区矢部１丁目９―16―301
債務者　和田　伸夫
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９９８号
神奈川県相模原市中央区矢部１丁目９―16―301
債務者　和田　雪子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９９９号
東京都狛江市岩戸北１丁目２―３―201
債務者　金子　歩未
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０００号
東京都練馬区上石神井１丁目19―７―103
債務者　小谷　昌司
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０１６号
東京都北区豊島５丁目４―２―1018
債務者　田崎　正則
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７３８号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅８街区１棟107号
債務者　松田　裕子（旧姓高島）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０９１６号
東京都渋谷区富ヶ谷２丁目20―18―103
債務者　鶴田　長成
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１００７号
東京都足立区西新井栄町２丁目11―10―204
債務者　依田　弥生
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９１９号
東京都杉並区下高井戸１丁目７―７―506
債務者　村上　淑子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９８９号
東京都立川市高松町３丁目25―１―302
債務者　原　美沙子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２６年（フ）第７２２号
さいたま市緑区東浦和５丁目９番地８　グランドウール東浦和205号
破産者　和田　　茂
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７２７号
埼玉県久喜市久喜東４丁目７番２号　エマーユ久喜２―205号、旧住所埼玉県加須市上三俣816番地１　エルディムキムラⅠ102号
破産者　平井登留夫
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７３６号
埼玉県朝霞市溝沼３丁目５番35号
破産者　鈴木　千絵
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７４０号
さいたま市岩槻区諏訪４丁目５番地　Ｃ―116
破産者　橋野　謙二
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７４１号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―９―407
破産者　成田　正幸
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７５１号
埼玉県上尾市大字上359番地　しらこばと団地16―101
破産者　志賀　清勝
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係